

## 平成 20 年度財政状況と市政の方向

本市では、財政状況の悪化から準用再建団体への転落を回避すべく平成 16 年 1 月に「財政健全化緊急 3 か年計画」を策定し、財政健全化に向けて鋭意取り組んできました。その結果、平成 19 年度の一般会計決算においては、財政調整のための基金を取り崩すことなく、実質収支で平成 18 年度を上回る黒字額となりました。このことは、一般会計における財政状況が健全化へ向け着実に進捗していることを示しています。

しかしながら、平成 19 年 6 月 15 日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、地方公共団体の新しい財政再建制度が整備され、平成 19 年度決算から「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」という 4 つの指標を用いて財政の健全度を公表するとともに、平成 20 年度決算からは、基準を超える団体は早期健全化計画あるいは財政再生計画を策定し、早急に改善に取り組まなければならないこととなりました。これら 4 つの指標のうち、今般の法整備により新たに制定された指標は「連結実質赤字比率」と「将来負担比率」ですが、「連結実質赤字比率」とは、一般会計だけでなく特別会計、公営企業会計も含めた全会計における実質赤字の標準財政規模に占める割合を指標化したものであり、「将来負担比率」とは、一般会計や特別会計のほか、一部事務組合や第三セクター等を含め、将来一般会計で負担することが見込まれる金額の標準財政規模に対する割合を指標化したものです。このことによって、一般会計だけではなく、関連する特別会計等を含めて財政の健全度を判断することになりました。

本市では、平成 19 年度決算における 4 指標のうち、全会計に占める赤字割合の比率を表す「連結実質赤字比率」において、熊本県内の市町村で唯一赤字額を計上し、その率は 6.36%となっております。これは、医師不足等による市民病院の経営悪化により、病院事業会計において資金不足額が約 21 億円まで膨らんだことに起因しています。このため、公営企業の資金不足額を公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化した値である「資金不足比率」が、市民病院会計において 51.2%を示し、経営健全化基準である 20%を大きく超過するという危機的状況となっております。

このほか、下水道事業においては、下水処理場建設などの多大な初期投資による累積赤字については、使用料収入等で将来的には解消することが可能な赤字と見込まれるため、資金不足額はゼロとなっておりますが、平成 19 年度決算においても依然として実質収支は赤字となっている状況です。

こうした状況下、本市においては、一般会計以外の会計も含めた市会計全体としての財政健全化により一層取り組む必要があることから、平成 20 年 3 月に「荒尾市財政健全化新 3 か年計画」を策定し、更なる行財政改革に取り組んでいるところですが、その中でも特に市民病院事業における経営健全化を喫緊の課題とし、医師確保をはじめとした経営改善に向けた抜本的な改革を強力に進めているところです。仮に財政再生団体と

なった場合、市民の皆様には各種サービスの低下や負担増を強いることとなってしまいます。そのような事態は絶対に回避しなければなりません。

このように厳しい状況の中、今しばらくは、緊縮財政になるものと見込まれ、市民の皆様には多方面で不自由をおかけするかもしれませんが、「元気な荒尾、力強い荒尾」、「住みやすく、明るい荒尾」の実現のため、本市の財政事情を十分にご理解いただき、今後ともご支援、ご協力をお願いします。